

議案第3号

杉並区暴力団排除条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 区民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐

れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等及び警察等（区の区域を管轄する警察署その他の関係機関をいう。以下同じ。）の連携及び協力により推進するものとする。

（区の責務）

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

（区民等の責務）

第5条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

（1）暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区又は警察等に当該情報を提供すること。

（2）区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。

（3）暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

（区民等への不当要求等に対する措置）

第6条 区は、区民等に対し、不当要求（暴力団関係者により行われる法第9条第1号から第14号までに掲げる行為その他の不当な要求をいう。）があったことを知ったとき、又は暴力団関係者が危害を加えるおそれがあると認めるときは、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（区の行政対象暴力に対する対応方針の策定等）

第7条 区は、法第9条第15号から第20号までに掲げる行為その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、公務の適正かつ円滑な執行及び区の職員の安全を確保するため、具体的な対応方針を定めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

（区の事務事業に係る暴力団排除措置）

第8条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「区の契約」という。）及び公共工事における区の契約の相

手方と下請負人との契約等区の事務又は事業の実施のために必要な区の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付等における措置)

第9条 区は、補助金その他相当の反対給付を受けない給付金(以下「給付金等」という。)の交付又は貸付金の貸付け(以下「給付金の交付等」という。)により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、給付金の交付等について定める他の条例等の規定にかかわらず、給付金の交付等をせず、又は給付金等若しくは貸付金を返還させることができる。

(区が設置する公の施設における措置)

第10条 区(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理するものを含む。)は、区が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用を拒むことができる。

(証明書の交付における措置)

第11条 区は、各種の証明書の交付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第13条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する措置等)

第14条 青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の教育又は育成に携わる

者は、青少年が、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、職員の派遣、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(協力依頼)

第15条 区は、第6条から第11条までの規定による措置を講ずるため必要があると認めるときは、警察等に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

暴力団排除に関する必要な事項を定める必要がある。